

令和 3 年

市議会 3 月定例会議案

知 立 市



## 令和 3 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和 2 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 開	報告第 2 号	令和 3 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
総 務	同意第 1 号	知立市副市長の選任について
協 働	同意第 2 号	知立市公平委員会委員の選任について
教 庶	同意第 3 号	知立市教育委員会教育長の任命について
教 庶	同意第 4 号	知立市教育委員会委員の任命について
福 祉	議案第 1 号	第 4 期知立市障がい者計画の策定について
文 化	議案第 2 号	知立市文化芸術推進基本計画の策定について
協 働	議案第 3 号	知立市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 号	知立市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 5 号	知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 号	知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 8 号	知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 9 号	知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 10 号	知立市中央子育て支援センター条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 11 号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 12 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 13 号	知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 14 号	知立市障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

所 管	番 号	案 件
土 木	議案第 1 5 号	知立市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 1 6 号	知立市野外センター条例を廃止する条例
企 画	議案第 1 7 号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について
土 木	議案第 1 8 号	市道路線の廃止及び認定について
	議案第 1 9 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 1 2 号）
国 保	議案第 2 0 号	令和 2 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
長 寿	議案第 2 1 号	令和 2 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
国 保	議案第 2 2 号	令和 2 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
水 道	議案第 2 3 号	令和 2 年度知立市水道事業会計補正予算（第 3 号）
下 水	議案第 2 4 号	令和 2 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 5 号	令和 3 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 2 6 号	令和 3 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 2 7 号	令和 3 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 2 8 号	令和 3 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 2 9 号	令和 3 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 3 0 号	令和 3 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 3 1 号	令和 3 年度知立市下水道事業会計予算

報告第1号

令和2年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第1号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和3年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第2号

令和3年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和3年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

## 議案第 1 号

### 第 4 期知立市障がい者計画の策定について

第 4 期知立市障がい者計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、第 4 期知立市障がい者計画を策定するため必要があるからである。

## 議案第 2 号

### 知立市文化芸術推進基本計画の策定について

知立市文化芸術推進基本計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 25 年知立市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市文化芸術推進基本計画を策定するため必要があるからである。

議案第 3 号

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 9  
4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、押印手続の見直しのため必要があるからである。

議案第 4 号

知立市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、押印手続の見直しのため必要があるからである。

議案第 5 号

知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 4 年知立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに第 9 条」を「、第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (4) 公益社団法人知立市シルバー人材センター
- (5) 一般財団法人ちりゅう芸術創造協会

第 2 条第 2 項第 2 号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

第 5 条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「給与（知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号。以下「給与条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する給与（退職手当を除く。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第 6 条中「知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第 9 条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「給与」に改める。

第 1 0 条の次に次の 9 条を加える。

（特定法人等）

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、知立まちづくり株式会社とする。

2 第2条第2項の規定は、法第10条第1項に規定する条例で定める職員について準用する。

（退職派遣者を採用する場合）

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができない又は適当でないとき。

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項に規定する取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、特定法人の業務への従事に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

（退職派遣者を採用しない場合）

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職していたものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（退職派遣者に係る取決め）

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）

として採用された場合における給与条例第24条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により採用された後退職した場合における退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第10条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第10条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員を含む。以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き同項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間の計算については、退職手当条例第10条（第5項を除く。）の規定を準用する。

3 職員が法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員とな

った場合においては、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する状況の報告)

第19条 任命権者は、市長が定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市が関係する公益的法人等の業務の円滑な実施の確保のため必要があるからである。

議案第 6 号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例（平成 2 2 年知立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料月額の特例の期間の延長のため必要があるからである。

## 議案第 7 号

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年  
知立市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改め  
る。

第 9 条第 1 号中「もの」の次に「から市長が規則で定める時間を減じたもの」を  
加える。

第 1 0 条中「前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額」を「報酬の月額に 1  
2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額」  
に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月に支給する期末手当については、この条例による改正後の知立市  
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 7 条第 1 項第  
2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当の額の改定等のため必要が  
あるからである。

議案第 8 号

知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

知立市心身障害者扶助料支給条例（昭和 4 6 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 2 号を加える。

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に基づく特別障害者手当及び障害児福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）に基づく福祉手当並びに愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和 4 5 年愛知県規則第 2 9 号）に基づく愛知県在宅重度障害者手当のいずれかの手当（以下「特別障害者手当等」という。）に係る申請をしたとき 次に掲げる受給権者の区分に応じた期間

ア 第 2 号アに掲げる者 特別障害者手当等に係る申請をした日の属する月の翌月から翌年 7 月まで

イ 第 2 号イに掲げる者 その年の 8 月から翌年の 7 月まで

(5) 次条第 1 項に規定する届出又は同意を行わないことにより市長が当該受給資格者の特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況を確認できないとき 次に掲げる受給権者の区分に応じた期間

ア 第 2 号アに掲げる者 支給申請の日の属する月の翌月から翌年の 7 月まで

イ 第 2 号イに掲げる者 その年の 8 月から翌年の 7 月まで

第 1 0 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「課税状況」の次に「並びに特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況」を加え、同条第 4 項中「前条第 2 号」の次に「及び第 4 号」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の

2項を加える。

4 市長は、前条第4号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者のうち、第1項に規定する届出又は同意をしたことにより、次の各号に該当することが確認できたものについては、当該各号に応じて扶助料を支給する。

(1) 特別障害者手当等に係る申請が却下された者 支給申請の日の属する月の翌月分から

(2) 特別障害者手当等の受給資格を喪失した者 当該受給資格を喪失した月の翌月分から

5 市長は、前条第5号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者が、第1項に規定する届出又は同意を行った場合であって前条各号に掲げる支給停止要件に該当しないときは、前条第5号の規定により支給を停止した期間に係る扶助料を支給する。

第11条第6号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の知立市心身障害者扶助料支給条例第9条第4号及び第5号並びに第10条第4項、第5項及び第6項の規定は、令和3年8月以後の月分の扶助料から適用し、令和3年4月分から同年7月分までの扶助料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、扶助料の支給停止の要件を加える等のため必要があるからである。

## 議案第 9 号

### 知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

知立市遺児手当支給条例（昭和 5 7 年知立市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後 1 5 日以内に当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、手当は、受給資格者がその理由により当該申請をすることができなくなった日の属する月の翌月分から支給する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知立市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第 5 条の認定の申請をすることができなかった場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 0 日から施行日の前日までの間に生じた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の知立市遺児手当支給条例第 5 条の認定の申請をすることができなかった場合については、新条例第 6 条第 2 項の規定を

適用する。この場合において、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由がやんだ日が知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（令和3年知立市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日後15日以内）」とする。

#### 提案理由

この案を提出するのは、災害等の理由により受給資格の認定の申請が遅れた場合に遡及して支給する規定を設けるため必要があるからである。

議案第10号

知立市中央子育て支援センター条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市中央子育て支援センター条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(知立市中央子育て支援センター条例の一部改正)

第1条 知立市中央子育て支援センター条例（平成26年知立市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表に次の備考を加える。

備考 この表中「(2) 前号に掲げる世帯以外の世帯」に属する児童が多胎児である場合の当該児童にかかる児童1人当たりの一時保育料は、同表に掲げる額を当該多胎児の数で除して得た額（10円未満切捨て）とする。

(知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第2条 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年知立市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- 1 別表第1備考第3項及び第5項の規定は、この表について準用する。
- 2 この表中「その他の世帯に属する児童」が多胎児である場合の当該児童にかかる1人当たりの保育料は、当該児童の年齢の区分に対応する1人当たりの保育料欄に定める額を当該多胎児の数で除して得た額（10円未満切捨て）とする。

## 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

この案を提出するのは、一時保育事業における多胎児家庭への支援を拡充するため必要があるからである。

## 議案第 1 1 号

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

知立市介護保険条例（平成 1 2 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「2 5, 1 0 0 円」を「2 2, 3 0 0 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「3 9, 0 0 0 円」を「3 6, 2 0 0 円」に改め、同項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同項第 8 号ア中「3 0 0 万円」を「3 2 0 万円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「1 3, 9 0 0 円」を「1 1, 1 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「1 3, 9 0 0 円」を「1 1, 1 0 0 円」に、「2 5, 1 0 0 円」を「2 2, 3 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「1 3, 9 0 0 円」を「1 1, 1 0 0 円」に、「3 6, 2 0 0 円」を「3 3, 4 0 0 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第 9 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の

算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の知立市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正等に伴い必要があるからである。

## 議案第 1 2 号

### 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 3 条中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 13 号

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市子ども医療費支給条例（昭和 48 年知立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

第 2 条 知立市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、子どものうち、15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者をいう。

第 2 条の 2 第 1 項中「出生の日以後 15 年を経過する日の属する年度の末日までの期間を経過しない者」を「者で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの」に改める。

第 3 条第 1 項中「保護者」の次に「又は配偶者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、高校生等が社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員である場合にあつては、当該高校生等を対象者とする。

第 3 条第 2 項中「かかわらず、」の次に「子どもが」を加え、「者は、対象者としなない」を「ときは、当該子どもに係る医療費の支給を受けることができ

ない」に改め、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、知立市障害者医療費支給条例（昭和48年知立市条例第37号）又は知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年知立市条例第35号）により医療費の助成を受けることができるもの
- (3) 高校生等であつて、知立市精神障害者医療費支給条例（平成13年知立市条例第40号）により医療費の助成を受けることができるもの（同条例第2条第1項第1号の規定に該当するものに限る。）

第4条第1項中「市長は、子ども」の次に「（高校生等を除く。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、高校生等の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合（附加給付にあつては当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

第5条中「対象者」の次に「（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）」を加える。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。

第7条第3項を削り、同条第2項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同項に次のただし書を加える

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。

第7条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を対象者に支払うこ

とによって行うこととする。

第9条中「受給者」を「対象者」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象者を拡大する等のため必要があるからである。

議案第 14 号

知立市障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(知立市障害者医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 知立市障害者医療費支給条例（昭和 48 年知立市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

(知立市母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和 53 年知立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

(知立市精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第 3 条 知立市精神障害者医療費支給条例（平成 13 年知立市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、医療に要する費用の額に係る用語を整理するため必要が

あるからである。

議案第 15 号

知立市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市道路構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年知立市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 4 1 条第 1 項」を「第 4 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 16 号

知立市野外センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市野外センター条例を廃止する条例

知立市野外センター条例（平成 7 年知立市条例第 23 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市野外センターを廃止するため必要があるからである。

議案第 17 号

定住自立圏の形成に関する協定の締結について

別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

## 定住自立圏の形成に関する協定書

刈谷市（以下「甲」という。）及び知立市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、並びに郷土への魅力及び誇りを創出することにより、豊かに暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、及び別表に掲げる分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担）

第3条 前条の取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の事務執行に当たり必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、その都度甲及び乙が協議して負担割合を定めるものとする。

### （協定の期間）

第4条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議し、双方の合意の上、議会の議決を得るものとする。

### （協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、第4条に規定する期間満了前にこの協定を廃止しようとする場合は、議会の議決を得た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、通告があった日から起算して2年を経過する日より前に協定期間が満了する場合は、当該期間満了日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 刈谷市東陽町一丁目1番地  
刈谷市  
刈谷市長

乙 知立市広見三丁目1番地  
知立市  
知立市長

別表（第2条関係）

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	
	医療健康	病診連携の推進	中核医療機関と圏域内の診療所等との連携を強化することにより、医療環境等の充実を図る。	甲は、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。	乙は、甲と連携して、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。
	福祉	福祉サービスの連携の推進	甲及び乙が連携し、障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の充実を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。	乙は、甲と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。
生活機能の強化に関する分野		博物館等の入館の促進	博物館等にて開催する企画展のPRを相互に行うことにより、圏域住民の文化活動の活性化を図る。	甲は、乙と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。	乙は、甲と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。
	教育文化	特別支援学校の運営	特別支援学校において、個々の状況に合わせた専門的な障害児教育を行うとともに、関係機関と連携し、圏域内の特別支援教育の充実を図る。	甲は、乙及び関係機関と連携して、特別支援学校の運営を行う。	乙は、甲と連携して、特別支援学校の運営に対し、必要な支援を行う。
		大学連携講座の開催	大学連携講座を開催し、圏域住民の知識の習得を促進するとともに、圏域住民の交流の活性化を図る。	甲は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者が受講できるようにする。	乙は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者に対して周知し、受講の促進を図る。
	その他	火葬施設の相互利用	火葬施設について相互援助することにより、緊急時における火葬業務の円滑化を図る。	甲は、乙と連携して、火葬施設が災害や故障により使用不可となった場合に相互利用ができるようにする。	乙は、甲と連携して、火葬施設が災害や故障により使用不可となった場合に相互利用ができるようにする。

結びつきやネットワークの強化に関する分野	公共交通	行政バスの広域利用の推進	行政バス等の乗換拠点等を整備し、圏域内の移動しやすい路線網を構築することにより、利用者の利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。	乙は、甲と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。
	観光	広域観光事業の推進	甲、乙及び観光協会等が連携し、圏域の観光案内及び地元物産品等のPRを行うことにより、観光の振興を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。	乙は、甲と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。
	その他	道路及び河川の整備の推進	圏域の道路及び河川の整備に関する協議を行い、圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図る。	甲は、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。	乙は、甲と連携して、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。
圏域マネジメント能力の強化に関する分野	共存協働	ボランティア活動等の支援体制の構築	情報の一元化、団体交流会等を通し、ボランティア活動等の活性化及びボランティア活動団体間の相互交流を図る。	甲は、乙と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。	乙は、甲と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。
	その他	職員合同研修会の開催	合同で研修会を開催することにより、新たな行政課題に対して広域的な視点で対応できる人材の育成を図る。	甲は、乙と連携し、職員合同研修会を開催する。	乙は、職員合同研修会の開催に協力する。
		共同調達の推進	圏域内における備品等を共同で調達することにより、自治体事務の効率化やコストの削減を図る。	甲は、乙と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。	乙は、甲と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。

## 議案第 18 号

### 市道路線の廃止及び認定について

市道路線を廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 提案理由

この案を提出するのは、既認定路線の一部を変更するためこれを廃止し、及び認定し、並びに新たに道路の維持管理をするため市道として認定する必要があるからである。

## 廃止路線

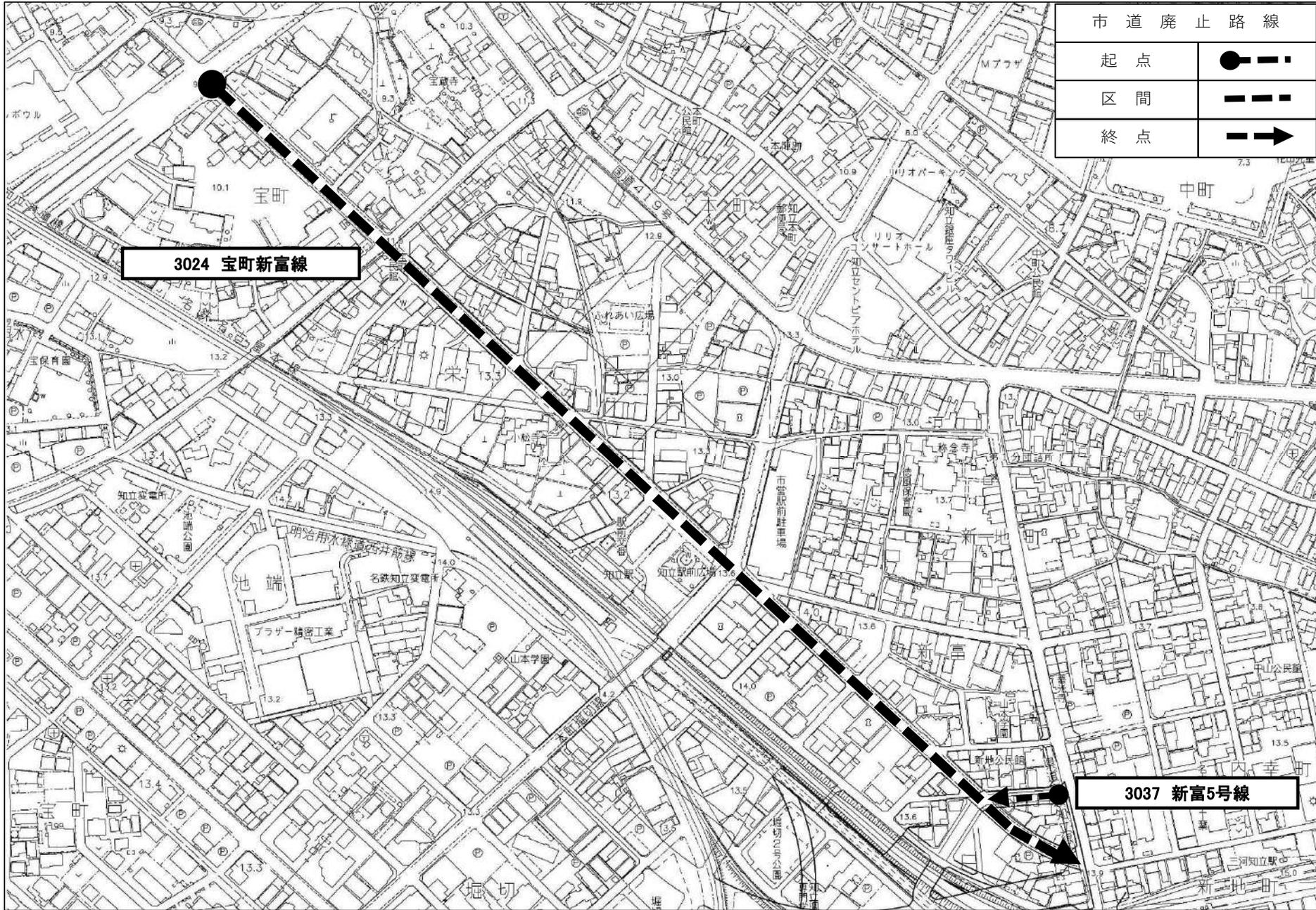
整理番号	路線名	起 点	終 点
3024	宝町新富線	宝町塩搔	新富1丁目
3037	新富5号線	新富1丁目	新富1丁目
2035	東栄1号線	東栄一丁目	東栄一丁目

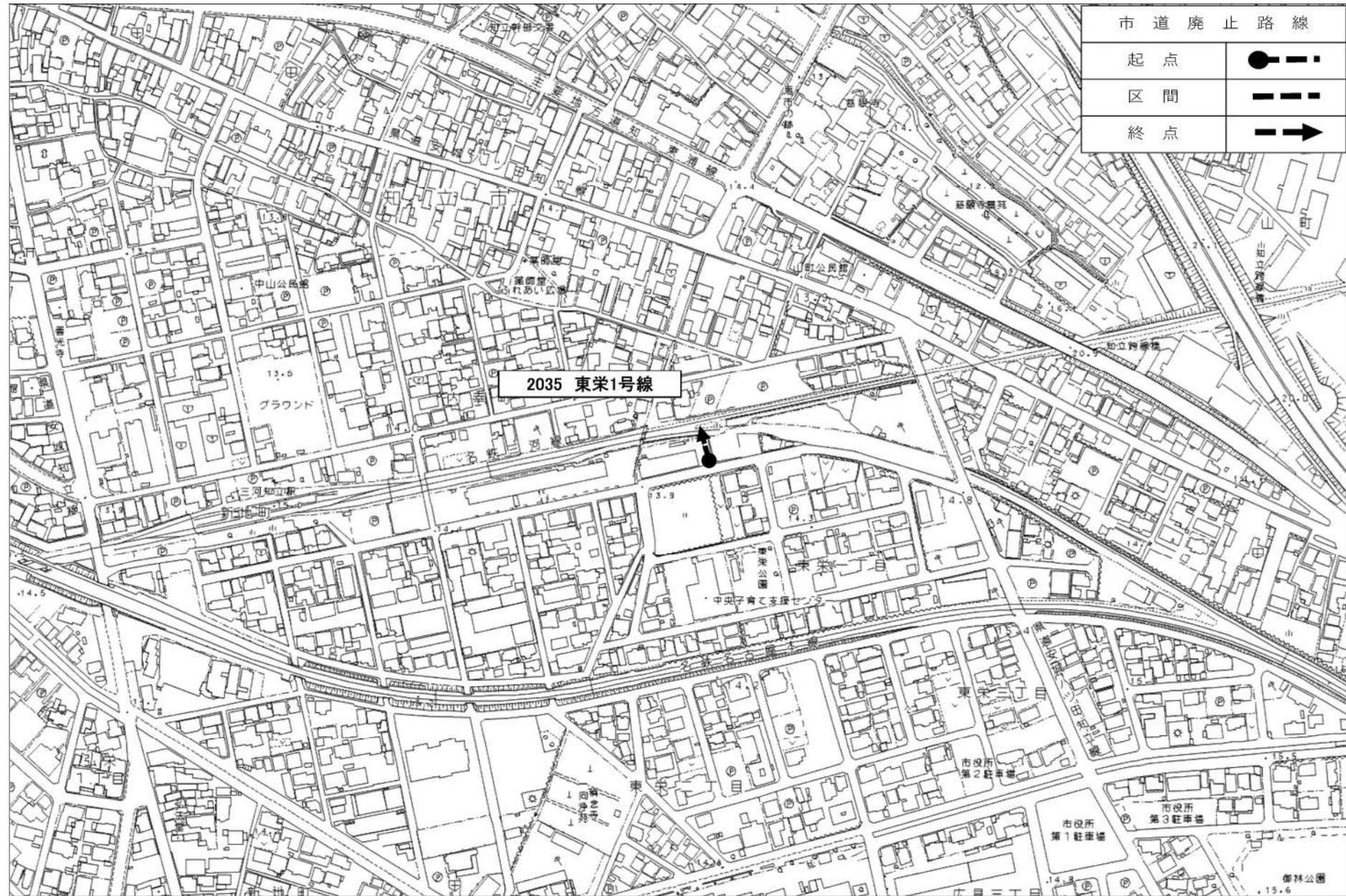
市道廃止路線

起点	● — — —
区間	— — —
終点	— — —>

3024 宝町新富線

3037 新富5号線





市道廃止路線	
起点	● — — —
区間	— — —
終点	— — — →

2035 東栄1号線

市役所  
第1駐車場

市役所  
第2駐車場

市役所  
第3駐車場

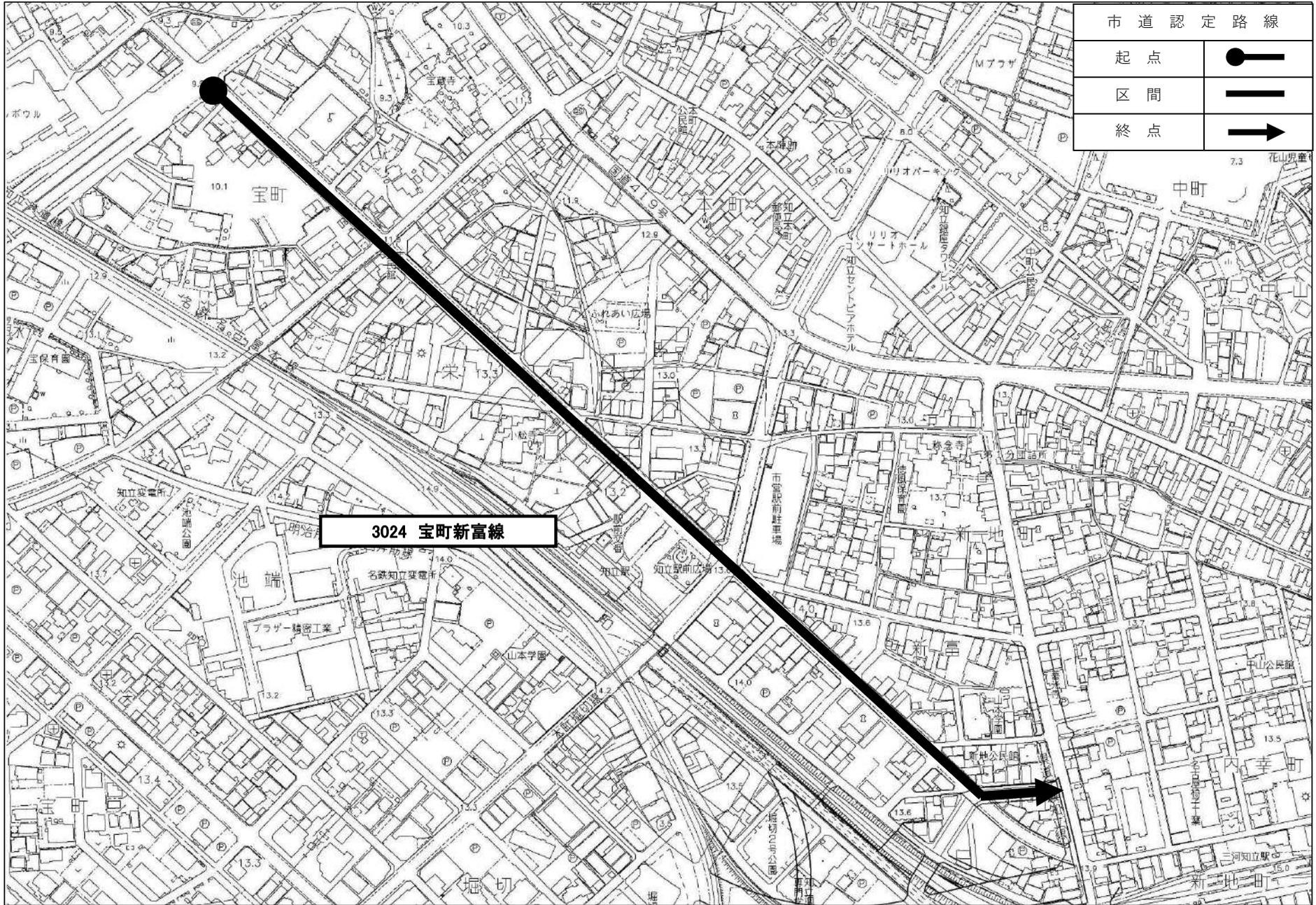
御林公園

## 認定路線

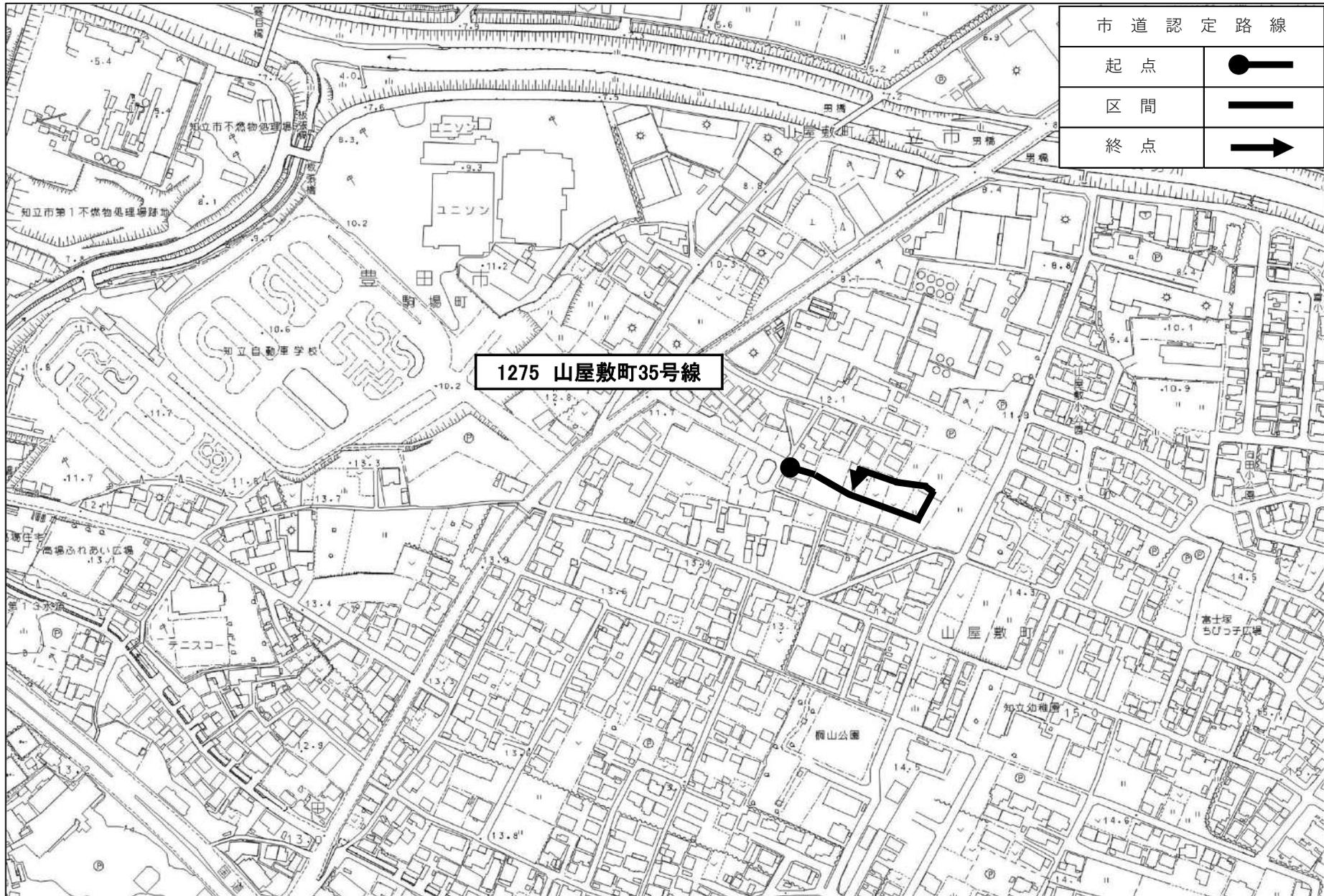
整理番号	路線名	起 点	終 点
3024	宝町新富線	宝町塩搔	新富1丁目
1275	山屋敷町35号線	山屋敷町山屋敷	山屋敷町山屋敷
1276	八橋町111号線	八橋町城下	八橋町城下

市道認定路線

起点	●
区間	—
終点	➔



3024 宝町新高線



市道認定路線

起点



区間



終点



1276 八橋町111号線

